

みんなで防ごう 高齢者虐待



「虐待かも？」 と思ったら… まずはお電話ください

こんなことに気付いたことはありませんか？

高齢者の様子

- 不自然なケガをしていることがある。
- 「家にいたくない」「殴られる」などと言う。
- 不自然な体重減少や、極端にやせてきた様子がある。
- 「生きていても仕方がない」「バカだから怒られても仕方がない」など、自分のことを否定的に表現するようになった。
- 汚れたままの服装など、身だしなみが乱れてきた。



養護者の様子

- 介護疲れや疾病など、つらそうな様子がある。
- 高齢者のことを「あの人」など他人事のように話す。
- 「できないのはやる気がないから」など、高齢者の能力低下を認めようとしない。
- すべての介護を自分でしようとする。
- 高齢者に乱暴な言葉やののしるような言葉を投げる。



こんなことが虐待行為にあたります

- 殴る、蹴る、つねる。
- 無理やり食事を口に入れる。
- ベッドに縛り付ける。
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をする。
- 自宅などを本人に無断で売る。
- 年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する。
- 人前で排泄させたりおむつ交換をしたりする。
- 食事や水分を十分に与えない。
- 不衛生な状態で放置している。
- 必要な医療や介護を受けさせない。

高齢者虐待対応窓口

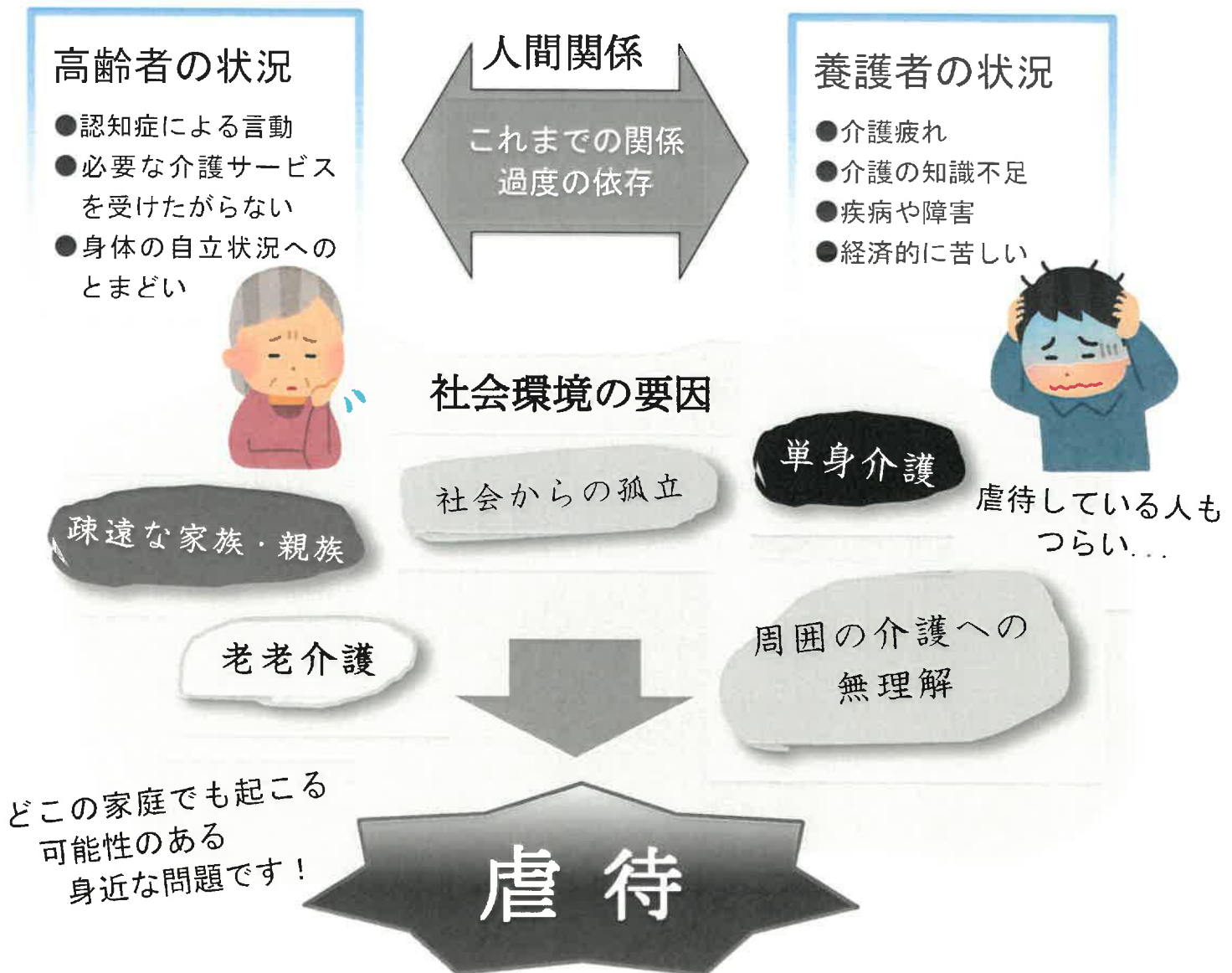
宿毛市地域包括支援センター

☎0880-65-7665

宿毛市長寿政策課

☎0880-63-9112

虐待はなぜ起きる？ —高齢者虐待の背景—



まずはご相談ください

養護者による高齢者虐待に気付いた人は、高齢者虐待対応窓口に相談・通報してください。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、生命や身体に重大な危険がある場合は、通報しなければならないとされています(第7条)。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待に気づいた職員も通報しなければなりません(第21条)。

重大な危険が生じていなくても、「虐待かもしれない」と思ったら、高齢者虐待対応窓口に相談してください。通報者に関する情報が漏れることはありません。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。